

他令和3年（行コ）第136号 東海第二原子力発電所運転差止等請求控訴事件

一審原告 大石 光伸 外

一審被告 日本原子力発電株式会社

控訴審準備書面（31）

一審原告らの主張整理－基準地震動に関して

2026（令和8）年1月30日

東京高等裁判所 第22民事部ハに係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士

弁護士 河合 弘 之

目次

第1	条文構造	- 4 -
第2	一審原告らが主張する「本件具体的疑い」	- 5 -
第3	本件具体的疑いと地震動ガイドとの関係	- 5 -
1	地震動ガイド I .3.3.2	- 5 -
2	地震動ガイド I .5.1	- 6 -
3	地震動ガイド I .5.2	- 7 -
第4	本件具体的疑いと本件適合性審査との関係ー本件具体的疑いは本件適合性審査によって払拭されていないこと	- 7 -
第5	本件具体的疑いと具体的危険の関係ー本件元データが提出されない限りは具体的危険が事実上推定されるべきであること	- 8 -
1	原判決 261 頁	- 8 -
2	上記判示の正当性及び解釈	- 9 -
(1)	上記判示の正当性	- 9 -
(2)	上記判示の解釈	- 9 -
3	本件へのあてはめ①ー本件原発の安全対策に欠けるところがあるとして一審原告らが具体的に主張する事項（本件具体的疑い）	- 10 -
4	本件へのあてはめ②-1ー重要事実誤認構成	- 11 -
(1)	本件具体的疑いと重要事実誤認構成の関係	- 12 -
(2)	一審被告の本件元データ提出義務及びその義務違反の効果	- 13 -
5	本件へのあてはめ②-2ー調査審議義務違反構成	- 15 -
(1)	問題提起	- 15 -
(2)	規範確認	- 16 -
(3)	規範へのあてはめ①ー審査権限の目的・趣旨・性質	- 16 -
(4)	規範へのあてはめ②ー審査密度を高めるべき経験則及び具体的状況	- 18 -

(5) 一審被告の本件元データ提出義務及びその義務違反の効果 - 20 -

6 結論一本件元データが提出されない限りは具体的危険が事実上推定されるべきであること - 21 -

第 1 条文構造

1 原子炉等規制法 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号は許可基準として「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」と定めているところ、設置許可基準規則第 4 条第 3 項は「耐震重要施設は、(…) 基準地震動による地震力 (…) に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。」と定められている。

そして、ここにいう「基準地震動」については、許可基準解釈¹別記 2 第 5 項で「最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとし、次の方針により策定すること。」と定められ、基準地震動は解放基盤表面における地震動として策定すること、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動と震源を特定せず策定する地震動を策定することなどの方針が定められており、これらの方針は、地震動ガイド²によってさらに具体化されている。

2 したがって、一審被告策定の基準地震動（以下「**本件基準地震動**」という）が地震動ガイドに反する場合、本件基準地震動は、許可基準解釈別記 2 第 5 項で定める「方針」に反することになるから、同項が定める設置許可基準規則第 4 条第 3 項の「基準地震動」、すなわち耐震安全設計にあたって規則上想定すべきとされている「基準地震動」を満たさず、これに該当しないことになる。その結果、そのような本件基準地震動による地震力に基づいて設計された耐震重要施設では、設置許可基準規則第 4 条第 3 項適合性(基準適合性)が認められないことになる。

¹ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306193 号（平成 25 年 6 月 19 日原規委決定）。以下「許可基準解釈」という。）

² 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（原管地発第 1306192 号（平成 25 年 6 月 19 日原規委決定）。以下「地震動ガイド」という。）

第2 一審原告らが主張する「本件具体的疑い」

- 1 一審被告は、経験的グリーン関数法による地震動評価にあたって、はぎとり解析により得られた要素地震の解放基盤波を用いている（[甲D311](#)：4頁）。このはぎとり解析にあたっては、本件原発敷地内の地盤モデル（準備書面（24）図4。以下「**本件地盤モデル**」という）を用いているところ（[甲D311](#)：4頁）、一審被告は**本件地盤モデルを含む地震基盤から地表面までの地盤モデルのサイト増幅特性について1倍～3倍と評価している。**
- 2 これに対して、一審被告が唯一公開している東北地方太平洋沖地震の本件原発敷地内の地震観測記録のデジタルデータに基づいて外部専門家・野津証人が検証したところ、本件原発敷地の**地震基盤から地表面までのサイト増幅特性は5倍～10倍に達するとの結果が出た。**すなわち、外部専門家によって、経験的グリーン関数法を適用するにあたって用いた本件地盤モデルに基づくサイト特性が本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性と乖離している具体的疑い（以下「**本件具体的疑い**」という）が呈されたのである。

第3 本件具体的疑いと地震動ガイドとの関係

1 地震動ガイド I.3.3.2

- (1) 地震動ガイド I.3.3.2 は、経験的グリーン関数法による地震動評価に関して、「経験的グリーン関数法を適用する場合には、観測記録の得られた地点と解放基盤表面との相違を適切に評価する必要がある。また、経験的グリーン関数法に用いる要素地震については、地震の規模、震源位置、震源深さ、メカニズム等の各種パラメータの設定が妥当であることを確認する。」と定めている。
- (2) 一審被告は、経験的グリーン関数法による地震動評価にあたって、本件地盤モデルを用いた「はぎとり解析」により得られた要素地震の解放基盤波を用いている。

「はぎとり解析」が適切に行われてはじめて「観測記録の得られた地点と解

「解放基盤表面との相違を適切に評価する」ことができるから（下図参照）、本件地盤モデルに基づくサイト特性が本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性と乖離している場合、本件地盤モデルに基づいて行われた「はぎとり解析」によって得られた要素地震の解放基盤波は、「観測記録の得られた地点と解放基盤表面との相違を適切に評価」したものとなっていないことになる。すなわち、本件具体的疑いが事実であれば、一審被告は、経験的グリーン関数法を適用するにあたって、「観測記録の得られた地点と解放基盤表面との相違を適切に評価」していなかったことになるのである。その点で地震動ガイド違反となる。

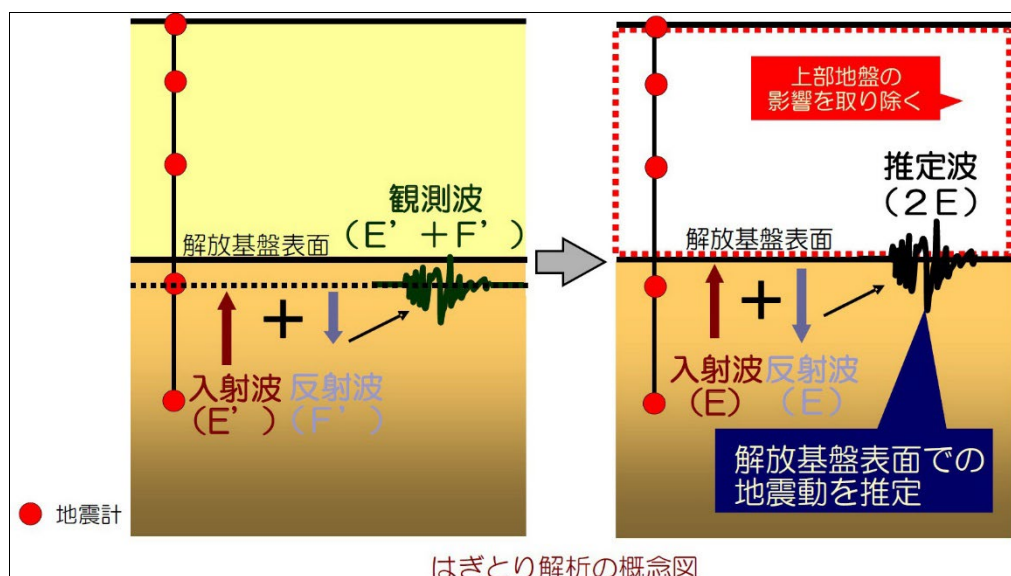


図) 東京電力作成

2 地震動ガイド I.5.1

- (1) 地震動ガイド I.5.1(4)は「基準地震動の策定に当たっては、敷地における地震観測記録を踏まえて、地震発生様式、地震波の伝播経路等に応じた諸特性（その地域における特性を含む。）が十分に考慮されている必要がある。」と定めている。
- (2) 本件具体的疑いが事実である場合、すなわち本件地盤モデルに基づくサイト特性が本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性と乖離している場合

には、要素地震の解放基盤波も上記地震観測記録を踏まえていないということになるから、それを波形合成されて作られた本件基準地震動もまた、上記地震観測記録を踏まえていないことになる。すなわち、本件具体的疑いが事実である場合、本件基準地震動は本件原発敷地内の地震観測記録を踏まえていないものになってしまうのである。その点で地震動ガイド違反となる。

3 地震動ガイド I.5.2

- (1) 地震動ガイド I.5.2(2)は「基準地震動は、最新の知見や震源近傍等で得られた観測記録によってその妥当性が確認されていることを確認する。」と定めている。
- (2) 本件具体的疑いは、外部専門家による「最新の知見」である。したがって、基準地震動は、本件具体的疑いを踏まえても妥当性が確認されていなければならないことになる。言い換えれば、基準地震動の妥当性を確認するにあたっては、最新の知見である本件具体的疑いが払拭されていなければならないのである。本件具体的疑いが払拭されていないのであれば、それは地震動ガイド違反となる。

第4 本件具体的疑いと本件適合性審査との関係—本件具体的疑いは本件適合性審査によって払拭されていないこと

- 1 上記第3のとおり、本件具体的疑いが事実である場合、本件基準地震動は地震動ガイドの複数の規定に反していることとなるから、許可基準解釈別記2第5項で定める設置許可基準規則第4条第3項にいう「基準地震動」を満たさず、これに該当しないことになる。したがって、本件基準地震動が上記規則上の「基準地震動」と認められるためには、本件具体的疑いが払拭されている必要がある。
- 2 本件具体的疑いを払拭するためには、本件地盤モデルに基づくサイト特性が本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性と乖離していないことを確認（検証）する必要があるところ、その検証のためには、一審被告が独占する本件

原発敷地内の地震観測記録のデジタルデータ（以下「**本件元データ**」という）を提出させてフーリエ解析して分析する必要がある。

- 3 他方で、原規委は、本件基準適合判断に係る適合性審査（以下「**本件適合性審査**」という）では、本件元データを一審被告に提出させていないし、そのため本件元データをフーリエ解析して分析した上で本件地盤モデルの妥当性を検証することも勿論していない。すなわち、原規委は、本件適合性審査段階で、本件具体的疑いを払拭するための検証を行っていないのである。
- 4 このように、本件具体的疑いは、本件適合性審査では払拭されていない。言い換えれば、本件適合性審査に基づく本件基準適合判断では、本件具体的疑いが存在しないことまでは科学的に担保されていないのである。

第5 本件具体的疑いと具体的危険の関係－本件元データが提出されない限りは具体的危険が事実上推定されるべきであること

1 原判決261頁

原判決261頁は、「(i) 本件発電所の運転による危険の及ぶ範囲内に居住する原告らが本件発電所の安全性に欠けるところがあると具体的に主張する事項のうち、深層防護の第1～第4の防護レベルに相当する事項については、本件発電所につき、本件設置変更許可、本件工事計画認可及び本件運転期間延長認可等を受けている被告において、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会規則及び内規等の具体的審査基準に不合理な点がなく、原子力規制委員会の適合性判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、立証する訴訟上の義務があり、(ii) 被告がこの主張立証を尽くさない場合には、上記義務違反の効果として、当該事項については本件発電所の安全性に欠けるところがあり人格権侵害の具体的危険の存在が事実上推定されるものと解するのが相当である。」と判示した（付番と下線は引用者）。

2 上記判示の正当性及び解釈

(1) 上記判示の正当性

ア 上記判示は、証拠の偏在に着目して、まず上記（i）において、客観的主張・立証責任を負わない一審被告に対して、原規委の判断に不合理な点がないことを相当な根拠・資料に基づいて主張・立証する義務を課している。その上で上記（ii）において、一審被告がその義務を果たさない場合の効果を説示している。

イ この考え方は、要するに、①原子炉等規制法上の安全対策が不十分だと争う側（一審原告側）において本件原発の安全対策に欠けるところがあるとする点を具体的に指摘し、②一審被告においてその点を踏まえても（安全対策が十分と判断した）原規委の判断に不合理な点はないことを主張・立証すべきであるというものである。これは、我が国の民事訴訟実務が医療過誤訴訟（証拠偏在型訴訟）において発展させてきた審理方式であり、伊方最高裁判決においても採用されたものである。証拠の偏在が存在すること、一審被告が本件原発の安全対策に関する科学的・専門技術的知見及び資料を十分に保持していると認められること、本件原発という重大なリスク源を地域社会にもたらしているのは一審被告自身であることも併せ考えれば、原判決が上記判示の考え方を採用したことは正当である。

(2) 上記判示の解釈

ア 上記判示の下では、一審被告は、本件原発の安全対策に欠けるところがあるとして一審原告らが具体的に指摘した事項に対して、その点を踏まえても（安全対策が十分と判断した）原規委の判断に不合理な点はないこと、具体的審査基準に不合理な点がないこと、基準適合判断過程に看過し難い過誤・欠落がないことについて相当な根拠・資料に基づき主張・立証しなければならない。

イ そこで、基準適合判断過程に看過し難い過誤・欠落がある場合とはどのような場合を指すかが問題となるが、行政裁量に対する伊方最高裁判決以降の判断過程統制に関する判例を踏まえれば、**判断の基礎とされた重要な事実に誤認があることにより重要な事実の基礎を欠く場合には、看過し難い過誤・欠落が認められると解される。**また、同様に過去の判例を踏まえれば、**当然調査審議すべき事項を十分調査審議していない場合（調査審議義務違反がある場合）**にも、看過し難い過誤・欠落が認められると解される。

ウ したがって、一審被告は、本件原発の安全対策に欠けるところがあるとして一審原告らが具体的に指摘した事項に対して、その点を踏まえても原規委の判断の基礎とされた重要な事実に誤認がないこと、原規委が当然調査審議すべき事項を十分調査審議していたこと（調査審議義務違反がないこと）について、相当な根拠・資料に基づいて主張立証する訴訟上の義務を負っているということになる。そして、一審被告がこの主張・立証を尽くさない場合には、本件原発の安全対策に欠けるところがあるとして一審原告らが具体的に指摘した事項の存在（すなわち人格権侵害の具体的危険の存在）が事実上推認されることとなる。

3 本件へのあてはめ①—本件原発の安全対策に欠けるところがあるとして一審原告らが具体的に主張する事項＝本件具体的疑い

- (1) 原判決の判示からすれば、まず、一審原告らにおいて本件原発の安全対策に欠けるところがあるとする点を具体的に主張する必要がある。
- (2) そして、一審原告らが本件原発の安全対策に欠けるところがあるとして具体的に主張する事項とは、本件具体的疑い、すなわち、**本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離が存在することである（前記第2）。**

(3) では、なぜ本件具体的疑いが事実上推認された場合に「本件原発の安全対策に欠けるところがある」(人格権侵害の具体的危険がある) ことになるのか。これは、前記第3で述べたところと重なる。

すなわち、本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離が存在する場合、そのような本件地盤モデルを用いて行われたはざとり解析によって得られた要素地震の解放基盤波は「観測記録の得られた地点と解放基盤表面との相違を適切に評価」したものとなっていなかったこととなり(地震動ガイドI.3.3.2違反)、そのような解放基盤波を波形合成して策定された本件基準地震動は本件原発敷地内の地震観測記録を踏まえていなかったことになる(地震動ガイドI.5.1違反)。そうすると、そのような本件基準地震動は設置許可基準規則第4条第3項の「基準地震動」の要件を満たしていないことになるから、本件基準地震動に基づく耐震重要施設では、同項が要求する安全対策に欠けるものと言わざるを得ないことになる。

(3) 以上のとおりであるから、本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離が存在すること(本件具体的疑い)が事実上推認される場合には、原子炉等規制法上が要求する安全対策に欠けるところがあるとして、人格権侵害の具体的危険の存在が認められることとなる。

4 本件へのあてはめ②-1-重要事実誤認構成

上記1の判示によれば、一審被告は、本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離が存在するという一審原告らの具体的主張(本件具体的疑い)を踏まえても原規委の判断の基礎とされた重要な事実誤認がないといえることについて、相当な根拠・資料に基づいて主張立証する義務を負っていることになる。

(1) 本件具体的疑いと重要事実誤認構成の関係

ア この点、本件具体的疑いが事実である場合には、原規委の判断の基礎とされた重要な事実に誤認があることになってしまう。なぜならば、そもそも原規委の判断は、本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離が存在しないこと（本件具体的疑いが存在しないこと）を前提（基礎）としているからである。以下、原規委の回答書（甲D311）に基づき論証する。

(ア) 前記第2のとおり原規委の説明（甲D311：4頁）によれば、一審被告は、経験的グリーン関数法による地震動評価にあたって、はぎとり解析により得られた要素地震の解放基盤波を用いている。そして原規委は、本件適合性審査で、「経験的グリーン関数法に用いる要素地震波（解放基盤波（2E波））の妥当性を確認し[た]」としている（以上につき甲D311：4頁。下線は引用者）。

(イ) 解放基盤波の妥当性が認められるためには、それを得るために行われたはぎとり解析の正確性（妥当性）が認められる必要がある。この点、前記第2のとおり原規委（甲D311：4頁）の説明によれば、一審被告は、要素地震の解放基盤波を得るために行ったはぎとり解析にあたって、本件地盤モデルを用いていたとのことである（甲D311）。とすると、はぎとり解析の正確性（妥当性）が認められるためには、本件地盤モデルの妥当性が認められる必要がある。したがって、原規委が「要素地震波（解放基盤波（2E波））の妥当性を確認し[た]」というのであれば、それは、本件地盤モデルの妥当性を前提（基礎）としていることになる。

(ウ) 他方、前記第3及び本項3のとおり、本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との乖離がある場合には、本件地盤モデルの妥当性が認められないことになる。したがって、本件具体的疑いが事実である場合には、本件地盤モデルの妥当性を前

提（基礎）としてなされた「要素地震波（解放基盤波（2E波））の妥当性を確認し[た]」という原規委の判断、ひいてはそれを前提に為された耐震安全施設が設置許可基準規則第4条第3項に適合するとした判断は、その判断の基礎とされた重要な事実^イに誤認があるということになるのである。

イ 以上のとおり、本件具体的疑いが事実である場合には、耐震安全設計に関して本件原発の安全対策に欠けるところがないとした原規委の判断の基礎とされた重要な事実^イに誤認があることとなってしまう。したがって、一審被告は、原規委の判断の基礎とされた重要な事実^イに誤認がないことを明らかにするためには、相当な根拠・資料に基づいて本件具体的疑いを払拭しなければいけないことになる。

(2) 一審被告に本件元データ提出義務があること及びその義務違反の効果

では、本件具体的疑いを払拭するためになされるべき相当な根拠・資料に基づく主張立証とは、具体的にどのようなものか。この点に関して一審原告らは、以下の理由から、相当な根拠資料に基づく主張立証として本件元データを提出すべきであると主張するものである。

ア 本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離が存在しないこと（本件具体的疑いが存在しないこと）を確認（検証）するためには、本件元データをフーリエ解析して分析する必要がある。

イ この点、前記第4のとおり、原規委は、一審被告に対して本件元データの提出を求めているし、ゆえに本件元データをフーリエ解析して分析してもいない。すなわち原規委は、本件適合性審査過程で、本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離が存在しないこと（本件具体的疑いが存在しないこと）を科学的に検証していない。したがって、原規委による本件基準適合判断の存在は、本件具体的疑いが存在しないことを何ら証明するものではない。

ウ また、本件地盤モデルを含む原発事業者による評価結果は、原発事業者による元データの収集・選定・解析・評価の過程を経て作成されるものであるところ、伝聞証拠同様、「その作成過程では過小評価や誤謬が入り込む可能性がある」という経験則が存在している。このような経験則が存在することは、以下にみる歴史的事実によって証明されている（なお、詳細は別の準備書面に譲る）。

- ① 一審被告は、敦賀原発の適合性審査過程で、「原子炉直下の断層が活断層かどうか」が審査で論点となっていた中で、断層付近でのボーリング調査に関するデータを書き換えていた（[甲D312](#)）。
- ② 上記データ書換えによって中断されていた敦賀原発の適合性審査が令和4年12月19日に再開された際、一審被告側は「新たに修正が必要になった箇所が157箇所ある」と説明し、原規委委員の一人から「これほど間違った資料を提出するのは御社（※一審被告）だけ」等と指摘されたり、原規委委員長からも「正常な審査ができないと判断した場合、審査を継続するかどうかを議論せざるを得ない」等と指摘されたりしていた（[甲D313](#)）。
- ③ 一審被告以外の原発事業者でも、例えば中部電力は、基準地震動を過小評価して原規委に報告していた（[甲D314](#)）。

エ このように、本件地盤モデルを含む事業者の評価結果等はその作成過程で過小評価や誤謬が入り込む可能性があるのであって、その評価結果等に過小評価や誤謬が入り込む可能性がおよそないなどとは到底言えない。しかも、原規委が本件具体的疑いの不存在について科学的検証をしていない以上、本件地盤モデルの妥当性は中立公正な第三者の検証を経ていないことになる。そのため、本件では、本件具体的疑いの不存在、すなわち本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離がないことについての検証が行われる必要がある。

オ ところが、その検証のために必要な本件元データについては、少なくともそれを第三者が検証できるようなフォーマットでは原規委に提出されていないし、そのようなフォーマットで一般公開もされていない。つまり、一審原告ら側は、一審被告によって原規委に提出された評価結果の信頼性を自ら検証しようとしても、そのために必要な本件元データにアクセスすることができないため、プロセスを含めて全くブラックボックスになっていて検証することができない。ここに証拠の偏在があるのであって、本件地盤モデルの妥当性を相当な根拠・資料をもって明らかにできるのは、証拠を全て独占している一審被告だけである。

カ 以上のとおりであるから、一審被告は、本件具体的疑いの不存在、すなわち本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離がないことを相当な根拠・資料に基づいて主張立証するために、本件元データを提出する義務を負う。

そして、一審被告が本件元データを提出しない場合には、本件具体的疑いの存在、すなわち本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離があることが事実上推認されるから、本項3で述べたとおり、人格権侵害の具体的危険が認められることとなる。

5 本件へのあてはめ②-2-調査審議義務違反構成

(1) 問題提起

ア 伊方最高裁判決は、判断に用いられた具体的審査基準の不合理性及びそれに基づく判断過程の看過し難い過誤欠落の有無に関して、現在の科学技術水準に照らして判断することとしている。地震動ガイドI.5.2も「基準地震動は、最新の知見や震源近傍等で得られた観測記録によってその妥当性が確認されていることを確認する。」と定めている。かかる判示及び地震動ガイドに照らせば、たとえ本件基準適合判断当時点を基準とすれば調査審議義務違反

と認められなかったとしても、訴訟審理が行われている現在を基準として原規委に調査審議欠落義務違反が認められさえすれば、他に特段の事情が無い限り、判断過程の看過し難い過誤・欠落が認められるということになる。

イ この点、前述したように、本件基準地震動が設置許可基準規則第4条第3項の「基準地震動」の要件を満たすことが認められるためには、本件具体的疑いが払拭されていなければならない。しかしながら、本件適合性審査では、そのための検証が行われていない（調査審議の欠落）。このような調査審議の欠落は、本件基準適合審査過程における看過し難い過誤・欠落に当たらないか。規制委の審査密度（原規委がどの程度具体的に調査審議を行うべきか）との関係で問題となる。

(2) 規範確認

一般に行政庁による審査密度は、行政庁に与えられた審査権限の目的・趣旨や性質を踏まえて、具体的状況の下で判断されるものと解される。そのため、本件でも、原規委による地震動ガイドに基づく審査の密度は、原子炉等規制法によって原規委に付与された審査権限の目的・趣旨及び性質を踏まえて、具体的状況の下で判断することが必要となる。

(3) 規範へのあてはめ①－審査権限の目的・趣旨・性質

ア 最善の危険除去義務

(ア) 基準地震動ないし耐震安全性の問題は原子炉等規制法43条3の6第1項第4号に関するものであるが、同号を許可基準として原規委の審査事項とした趣旨は、「原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、(…)十分な審査を行わせる」ことにあるとされている（伊方最高裁判決）。

(イ) また、同号に基づいて適合性審査を行う原規委には、「原子力利用におけ

る事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければ
ならないという認識に立[つ]」ことが求められている（原規委設置法1条）。

(ウ) 以上からすれば、原規委は、原子炉施設の安全性に関する適合性審査にあたっては、国民の生命・身体に対して深刻な災害を引き起こす原子力災害の発生を万が一にも防止するために、原子力災害発生の危険を除去するために最善を尽くして審査する義務（**最善の危険除去義務**）があると解される。

イ 厳格審査による客観的安全確保義務

(ア) 同時に、原規委は、上記アの義務に従い、適合性審査にあたっては、基準適合性を厳格に審査することが求められる（**厳格審査による客観的安全性確保義務**）。

(イ) このことは、例えば地震動ガイド I.1.1 に「(原子炉等規制法及び設置許可基準規則ならびに許可基準解釈の) 趣旨を十分に踏まえ、基準地震動の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的とする。」(下線は引用者) と定められていることから明らかであるし、だからこそ原規委には原子炉等規制法67条に基づく報告徴収権限等が付与されているのである。

ウ 小括一審査権限の目的・趣旨・性質

以上のとおりであるから、原規委は、最善の危険除去義務ないし厳格審査による客観的安全性確保義務に従い、地震動ガイド記載の事項を十分に審査するために必要があれば、原発事業者が提出した評価結果などのエビデンス資料を積極的に提出させて、時には自ら検証を行わなければならない。それが伊方最高裁判決のいう「十分な審査」であり、地震動ガイドのいう「厳格に確認する」ことであり、原規委に報告徴収権限等が与えられた趣旨なのである。

(4) 規範へのあてはめ②一審査密度を高めるべき経験則及び具体的状況

ア 審査密度を高めるべき経験則の存在

(ア) 審査密度を考える上でまず前提とされるべき経験則がある。それは、「原発事業者が原規委に提出する評価結果は、原発事業者による元データの収集・選定・解析・評価の過程を経て作成されるものであるところ、その作成過程では過小評価や誤謬が入り込む可能性がある」という経験則である。

(イ) この経験則が歴史的事実によって証明されていることは、本項4(2)で指摘したとおりであるし、別の準備書面でも詳述する予定である。

イ 審査密度を高めるべき具体的状況の存在

そして、以上の経験則に加え、本件では以下に述べるような具体的状況が認められる。

(ア) 一審被告は、経験的グリーン関数法を適用するにあたって、本件地盤モデルを用いた「はぎとり解析」により得られた要素地震の解放基盤波を用いていた。すなわち、本件基準地震動策定過程で、本件地盤モデルを用いていたのである（甲D311）。

(イ) 一審被告は、本件地盤モデルに基づく本件地盤モデルを含む地震基盤から地表までのサイト増幅特性を1倍～3倍と評価していた。これに対して、一審被告が唯一公開している東北地方太平洋沖地震の地震観測記録のデジタルデータに基づいて地震動研究の第一人者・野津証人が独自に検証したところ、本件原発敷地の地震基盤から地表までのサイト増幅特性は5倍～10倍に達するとの結果が出た。すなわち、外部専門家によって、一審被告が策定した本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性とが乖離している具体的疑い（本件具体的疑い）が呈されたのである。

(ウ) しかも、本件訴訟において、一審被告は、野津証人の検証に基づいて本件具体的疑いを指摘する一審原告らの主張に対して、基準地震動策定過程

においては本件地盤モデルを用いていないとの事実を反する主張又はミスリードを行っていた。

(エ) 一審被告が策定した本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性が乖離しているという具体的疑いが存在する以上、本件地盤モデルに基づいて行われた「はぎとり解析」によって得られた要素地震の解放基盤波が「観測記録の得られた地点と解放基盤表面との相違を適切に評価」したものとなっていない具体的疑い、ひいては基準地震動についても本件原発敷地内の地震観測記録を踏まえたものとなっていない具体的疑いがある。

(オ) 本件具体的疑いは、一審被告に対して本件原発敷地における地震観測記録の本件元データを提出させ、それに基づいてフーリエ解析を行って分析することによって容易に払拭可能である。同時にそれこそが本件具体的疑いを払拭する上で最も確実な方法である。

(カ) 一審被告は、本件元データの一部を実際に公開（市販）していることから、同データの提出は容易であるにもかかわらず、合理的理由なくこの提出を拒み続けている。

ウ 小括一審査密度を高めるべき具体的状況が存すること

(ア) 上記アで見たように、「原発事業者が原規委に提出する評価結果は、その作成過程では過小評価や誤謬が入り込む可能性がある」という経験則は歴史的に証明されたものである以上、審査に当たる原規委としては、最善の危険除去義務及び厳格審査による客観的安全確保義務の観点から、深刻な原子力災害が万が一にも起こらないようにするために、上記経験則を前提として十分な審査を行う必要がある。

(イ) 特に、上記イ（ア）乃至（カ）の事実が認められる以上、原規委は、地震動ガイドに基づき適合性審査を行う過程で、①観測記録の得られた地点と解放基盤表面との相違を適切に評価されているかどうか、②一審被告が

策定した基準地震動が敷地における地震観測記録を踏まえたものであるかどうか、③最新の知見や震源近傍等で得られた観測記録によってその妥当性が確認されているかどうかについて十分に審査するために、一審被告に対して本件元データを提出させ、それをフーリエ解析して分析をすることで本件地盤モデルの妥当性を検証する必要があるというべきであるといえる。

(5) 一審被告に本件元データ提出義務があること及びその義務違反の効果

ア 以上のとおり、原規委は、原子炉等規制法が原規委に審査権限を付与した趣旨でもある最善の危険除去義務及び厳格審査による客観的安全確保義務の観点及び経験則並びに具体的状況に照らせば、適合性審査を行う過程で、①観測記録の得られた地点と解放基盤表面との相違を適切に評価されているかどうか、②一審被告が策定した基準地震動が敷地における地震観測記録を踏まえたものであるかどうか、③最新の知見や震源近傍等で得られた観測記録によってその妥当性が確認されているかどうかについて十分に審査するために、一審被告に対して本件元データを提出させ、それをフーリエ解析して分析した上で本件地盤モデルとの妥当性を検証する必要があることになる。

イ しかるに原規委は、本件基準適合判断に係る適合性審査段階はもちろんのこと、現時点においても、一審被告に対して本件元データを提出させること、それをフーリエ解析して分析することで本件地盤モデルの妥当性を検証することを行っていない。これは、少なくとも現在の具体的状況の下では、最善の危険除去義務及び厳格審査による客観的安全確保義務の観点からして看過し難い調査審議の欠落である。

ウ したがって、一審被告において本件元データを提出して本件具体的疑いの不存在を主張立証するならば格別、そうでない限りは、本件具体的疑いに関して、原子炉等規制法が原規委に審査権限を付与した趣旨でもある最善の危険除去義務及び厳格審査による客観的安全確保義務の観点及び経験則並びに

具体的状況に照らして、本件適合性審査過程に看過し難い過誤・欠落が存在したと認められる。

6 結論—本件元データが提出されない限りは具体的危険が事実上推定されるべきであること

以上のおりであるから、本件具体的疑いに関して重要事実誤認構成又は調査審議義務違反構成のいずれを採ったとしても、一審被告において本件元データが提出されない限りは、本件具体的疑いが事実であること、すなわち、本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離があったことが事実上推認される。

そして、この乖離の存在が推認される以上、そのような本件地盤モデルを用いて行われたはぎとり解析によって得られた要素地震の解放基盤波は「観測記録の得られた地点と解放基盤表面との相違を適切に評価」したものとなっていなかったこととなり（地震動ガイド I .3.3.2 違反）、そのような解放基盤波を波形合成して策定された本件基準地震動は本件原発敷地内の地震観測記録を踏まえていなかったことになる（地震動ガイド I .5.1 違反）。したがって、そのような本件基準地震動は設置許可基準規則第4条第3項の「基準地震動」の要件を満たしていないことになるから、本件基準地震動に基づく耐震重要施設では、同項が要求する安全対策に欠けるものと言わざるを得ない。その意味で、原子炉等規制法上が要求する安全対策に欠けるところがあるとして、人格権侵害の具体的危険の存在が認められることとなる。

以上のおりであるから、一審被告は本件元データを提出するべきであるし、本件元データが提出されない場合には、一審原告らの請求が認容されるべきである。

以 上

令和3年（行コ）第136号 東海第二原子力発電所運転差止等請求控訴事件

一審原告 大石 光伸 外

一審被告 日本原子力発電株式会社

証 拠 説 明 書

2026（令和8）年1月30日

東京高等裁判所 第22民事部ハに係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士

弁護士 河 合 弘 之

外

号証	標 目	原本・写 しの別	作成者	立 証 の 趣 旨
甲D 311	「東海第二原子力発電所の設置変更の許可等に対する審査請求に係る 口頭意見陳述会」における質問に対する回答について	写し	原子力規制委員会原子力規制庁 原子力規制部審査グループ 地震・津波審査部門／実用炉審査部門 東海第二原子力発電所設置変更許可等処分担当	・ 原子力規制委員会が、審査請求人に対して、東海第二原発に係る審査について、以下のとおり回答した事実 「東海第二発電所の断層モデルを用いた手法による地震動評価では、震源近傍で発生した適切な要素地震の観測記録が敷地で得られていることを踏まえて、経験的グリーン関数法に基づく地震動評価が行われています。経験的グリーン関数法では、要素地震波として E. L. -372m の地震観測記録から適切な観測地震動（E+F 波）を選定し、E. L. -370m の解放基盤表面におけ

				<p>るはざとり解析により得られた解放基盤波（2E 波）を用いて波形合成を行っています。はざとり解析では、解放基盤表面以浅（E. L. 8m～E. L. -370m）の地盤モデル（図 1）が用いられています。審査においては、経験的グリーン関数法に用いる要素地震波（解放基盤波（2E 波））の妥当性を確認しております。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ひいては、以下の事実が推認されること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 本件原発の断層モデルを用いた手法による地震動評価では、経験的グリーン関数法に基づく地震動評価が行われていること ② 経験的グリーン関数法では、解放基盤表面におけるはざとり解析により得られた解放基盤波（2E 波）を用いて波形合成を行っていること ③ <u>はざとり解析では、解放基盤表面以浅（E. L. 8m～E. L. -370m）の本件地盤モデルが用いられていること</u>
甲D 312	敦賀原発の審査 中断決定、規制委 地質データ書 き換えで	写し	日本経済新聞	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一審被告は、敦賀原発の適合性審査過程で、「原子炉直下の断層が活断層かどうか」が審査で論点となっていた中で、断層付近でのボーリング調査に関するデータを書

				き換えていた事実
甲D 313	「これほど間違 った資料を提出 するのは原電だ け」…敦賀原発2 号機の審査巡り 規制委が苦言	写し	読売新聞	<ul style="list-style-type: none"> 上記データ書換えによって中断されて いた敦賀原発の適合性審査が令和4年1 2月19日に再開された際、一審被告側 は「新たに修正が必要になった箇所が1 57箇所ある」と説明し、原規委委員の 一人から「これほど間違った資料を提出 するのは御社（※一審被告）だけ」等と 指摘されたり、原規委委員長からも「正 常な審査ができないと判断した場合、審 査を継続するかどうかを議論せざるを得 ない」等と指摘されたりしていた事実。 等
甲D 314	第50回原子力規 制委員会 令和8 年01月07日 資 料1 中部電力 株式会社浜岡原 子力発電所の新 規制基準適合性 審査における基 準地震動策定に 係る不正行為	写し	原子力規制 委員会	<ul style="list-style-type: none"> 一審被告以外の原発事業者でも、 例えば中部電力は、基準地震動を 過小評価して原規委に報告していた 事実。など

以上